

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成31年 1 月21日（月）14:26～14:46

2 場所 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<提案者>

田尻 貴裕 東京都政策企画局戦略事業担当部長

末廣 康二 東京都政策企画局調整部渉外課統括課長代理

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 同性パートナーの在留資格に係る特例（東京都提案）について

3 閉会

○蓮井参事官 それでは、今日 2 コマ目でございます。

東京都にお越しをいただきました。「同性パートナーの在留資格に係る特例」という東京都の提案についての提案者ヒアリングでございます。

資料の扱い等につきましては、特段、これは公開でも構わない、今日の議事の内容も公開で構わないと承っておりますが、よろしゅうございましょうか。

○田尻部長 はい。

○蓮井参事官 では、そういうことでございますので、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところ、お越しくださしましてありがとうございます。

それでは、早速、御提案の御説明をお願いいたします。

○田尻部長 資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

提案の中身は、同性パートナーを法律上の同性婚の配偶者と同様にして、ビザとかを取るのに、その手続を同等にしてくれと、簡単に言えば、そういうことでございます。

そもそものきっかけは、東京都のほうで進めております「国際金融都市・東京」構想というものがございまして、東京を国際金融都市として、シンガポールとか香港とかに追い付くような、ニューヨーク、ロンドンとかと並ぶような、そういうようなことの構想の取組をしている一環で、外資系の金融機関等々とヒアリングなどを行っている中で、その中の者から、確たる統計があるわけではないのですけれども、こういうような同性、LGBTとか、そういう関係で比較的高度人材で、金融人材でそういう方々が多いのではないかなというようなことのコメントもあり、その中で、まさに外資系の金融機関のCEOから、まず、自社にそういうような方々がいらっしゃって、同性パートナーが、同性婚の配偶者とは少し扱いが異なるところがあるので、そのところを同等に扱うことで、もう少し日本が開かれた都市であるとか、その観点で、そういう優秀な人材が日本に入り得ると、そういうようなことが実現できるのではないというような提案があったところからスタートいたしまして、それで、平成29年の9月に諮問会議のほうで知事から提案をさせていただきました。

現状は、同性婚の配偶者の取扱いが一番下にございます、法務省の通知の中で、在留資格の配偶者には、まずは、外国で有効に成立した婚姻であっても同性婚は認められないと。ただ、諸外国における法整備の実情や人道的観点の配慮から、同性婚による配偶者についても、原則、在留資格の特定活動によって入国・在留を認めているというような状況でございまして、これが現状では、同性婚、そういう法的な制度で同性の間の婚姻が認められている国はこういう扱いになっていますけれども、そうではなくて同性のパートナーでやっている国に対しては、この扱いは認められていないということもありますので、そこを同性婚と同じぐらいのレベルに引き上げてもらえないかと、そういうような提案になってございます。

次のページ、諸外国の現状でございます。私どものほうで調べた範囲で、それぞれの各国に対して、まず、その国の中で同性婚と同性のパートナーシップの両制度がどのような形で存在し、かつ、両制度において、どれぐらい権利とか義務の程度の差があるのかというようなことを調べたものになってございます。○印については、その内容が、権利が同じということ、法律上に基づく同性婚とパートナーシップ制度に基づくパートナーと、その扱いが同じであると。

△は、一部同じ、少し程度の違いがあるというような形になってございます。

これを御覧いただきますと、大体欧米諸国を中心に、そもそも同性婚とパートナーシップ制度が共存するという国がほとんどになってございまして、さらにその上で、同性婚による配偶者とパートナーシップ制度によるパートナーが同じような取扱いをされているというような形になってございます。

日本についてはここにはありませんけれども、そもそも同性のパートナーシップ制度が

ございませんので、全てにおいて×が並ぶと、そのようなことになってございます。

右側にあるように、「他国パートナーシップの在留資格」というところについて見ても、少し程度の差はありますが、○というのは、全く他国でのパートナーシップ制度で認められている人は、それぞれの国に入ったときには、同じような在留資格が与えられると、そのような扱いになってございます。

次のページは、香港における取扱いについての最近の事例でございまして、香港についても、これまでは日本と同様に、法律による自国の同性婚や同性パートナーシップの制度がございません。ない国であったのですけれども、彼らも同じように、香港も御案内のとおり、金融を始め、外に開かれた都市ということをやっている国でございまして、そういう都市の位置付けとして、彼らが海外から高度な人材が入ってもらえるような形にしたいということもあって、国内からの要望などを受けまして、ビザについて同性カップルのパートナーシップの特例制度として新しく作ったというような事例になってございます。

これまで、香港の中でも同性のパートナーに配偶者ビザを出してくれというような要望があり、かつ、それを裁判などにも訴えておったのですけれども、2018年7月に同性カップルのパートナーにもビザの取得に対して法律婚と同じ権利を認めるという旨の裁判の判決が出ました。

それを受けまして、その年の9月から、同性パートナーの配偶者のビザを認めるというような新たな入管制度が導入されて、配偶者の扶養の控除とか、就労等の権利なども彼らには与えられるというような形の制度改正が行われたという事例でございます。

香港は、繰り返しですけれども、日本と同様にそもそも国内に同性婚や同性パートナーシップがないのですけれども、海外から入ってくる人について言えば、それと配偶者のビザと同じような位置付けを与えるというようなところで、一歩踏み込んだ制度改正をしているという都市でございまして、国際金融として単にライバルというわけでもないかもしれませんが、香港でもそういうことをやっておったこともございますので、東京でもそれに近いことをやっていただけないかという形のお願いとなってございます。

最後は、国内でもその辺の在留資格あたりを取り扱っているような行政書士などにもヒアリングをさせていただいた結果として、このあたりなかなかきちんとした統計があるものではございませんけれども、大体のイメージとして、少しヒアリングをしたもので御紹介をさせていただきますと、まず、同性婚の配偶者で、先ほど申し上げたとおり、今は特定活動の在留資格で認められているのですけれども、そこは2014年以降で7～8件ということなので、年間2件とかその程度になってございます。そのうち、特に高度専門職、金融を含めたそういう専門職で資格を持った場合では、1～2件ぐらいではないかと。

ただ、その一方で、先ほども申し上げた特定活動ではなくて、その他の方法で同性婚の配偶者を呼び寄せるケースなどがあると、既にその同性婚の配偶者自身が就労していれば、それも入れますし、留学生としても留学生のビザでも入れますので、その他のケースで入っている場合などもございますので、それなども含めると、年間に数十件ぐらいあるの

ではないかとも言われてございます。

今回、同性パートナーまで広げるということで、それを発信していけば、開かれた国という認識で、さらに申請数などが増えてくるのではないかとすることを行政書士からもアドバイスをいただいたということでございます。

簡単でございますけれども、私の説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

では、最後に御説明になったケースで1～2件というのは、特定の行政書士事務所で1～2件ということですか。

○末廣統括課長代理 そうです。こちらが日本で外国の在留資格の申請をお手伝いしている件数が一番大きな行政書士の事務所で取り扱った件数が、これだということです。

○八田座長 どうもありがとうございます。

それから、先ほどの表で、同性パートナーシップの制度の事例というのがありましたけれども、異性のパートナーシップの場合には、日本ではどうなのでしょう。それから、外国でもどうなのでしょう。

○田尻部長 まず、外国のところは、対象のところに同性、異性とあるとおり、ここで異性と書いてあれば、異性のパートナーシップも認められているというようなことになって、そういう意味では、ドイツとスイスは同性のパートナーシップの制度しかないようなのですけれども、他の国は同性、異性は変わらないということになっています。

○八田座長 同性のみというのは不思議ですね。異性のパートナーシップは結婚と同様に扱うのですか。

○安念委員 いやいや、それは、民法上の婚姻をすればいいからです。元々同性のカップルについては、婚姻ができないのは、どこの国でもそうだったから別の制度したということでしょう。

そのうちフランスなどは、元々は同性だったものを、しかし、別に法律婚にこだわらなくてもいいでしょうということで、性別は関係なしに、社会連帯とかいう名前で日本では呼ばれているのですが、そういう制度になったという経緯だったと思います。

○八田座長 分かりました。

そうすると、ある意味では、異性の場合には結婚すればいいので。

○安念委員 そうです。

○八田座長 とは言え、異性でパートナーシップのカップルはすごく多いでしょう。日本だって居ますね。それに対しては権利を認めないで、同性のパートナーだけ認めるというのは、何か不思議な感じがするのですね。

○安念委員 それは、そうですね。

○八田座長 その同性のパートナーが結婚できないから、やむを得ずそうしているのだというならば、それは分からないでもないけれども、母国で同性結婚が許されていれば、それは認めないということですね。

○安念委員 日本の入管当局はどうしているのですか。例えば、フランス人の異性のカップルで、民法上の婚姻ではなくて、いわゆる社会連帯のほうを選んでおられるという方が来られて、それで、片方の人だけが、働く在留資格を持っておられて、片方の方は持っておられないという場合は、法律上の婚姻であれば、当然家族滞在になるわけで、特別の在留資格がございますね。それを日本の入管当局が認めていないのかという話ですね。直感的には、何か認めているのではないかなと思うのだけれども、それは、調べてみないと分からない話ですね。

○八田座長 そうすると、今の社会連帯として母国である程度のきちんとした手続がある人である場合にはね。

○安念委員 あります。

○八田座長 そうすると、同性の場合にも、母国である種の手続で認定されている人のみを相手にするということですね。そうしないと、そこの定義が難しいですね。母国で、まずは異性のパートナーシップ、社会連帯とか、そういう形できちんと決まっていた人に対して、日本がどう対応しているのでしょうか。

次に、同性でも認めるとしたら、その範囲で認めるというのが順当ということになりますね。

○田尻部長 我々は、とりあえず同性パートナーということでここに掲げましたけれども、当然他の国で同性パートナー制度でちゃんとそういう登録なり証明書なりがある人について言えばということなので、それと同じあれで言えば、当然異性で制度があって、異性でそういうことをやっている人についても同じようにやるべきなのではないかという気がしますので、ここは同性だけ書きましたけれども、異性も含めて、パートナー制度に基づくとしたほうがいいのかもかもしれません。

○末廣統括課長代理 同性含めたパートナー制度に基づくという表現に。

○安念委員 その場合、御提案としては、特定活動で認めてくれというお考えということではよろしいのですか。

○田尻部長 本来であれば、どこまで先に進めるかという程度で言えば、配偶者まで行けば本当はいいのかもかもしれませんけれども、まず、そもそも法律上に基づく同性婚についても、現状は特定活動になっているので、まずは、そのレベルまで引き上げてみて、さらに言えば、同性婚も含めた、香港みたいに配偶者ビザまで出せれば、本当はいいのかもかもしれませんけれども、まずは、取っかかりとしては、特定活動でやってもらうというのがあるとかなと思います。

○安念委員 潜在的には、結構あるのではないかという気がするのです。つまり、配偶者の方が配偶者としてのビザを取れないという話であるならば、それなら、その人独自のビザを取って入るのは何の問題もないわけですね。パートナーのAさんが、例えば、企業内転勤と、パートナーBさんが、家族滞在、つまり配偶者としてのビザが取れないので、自分が独自の在留資格を取る。例えば、留学とか研修とかですね。それならば、別にAさん

とBさんの関係が何であろうと問題ないわけですね、一人一人について判断されるだけなのだから。おそらく、そういうケースは結構あるのではないかなという気がして、もし、御提案のような制度が認められるのなら、それならはっきり特定活動なり何なりの、配偶者として認められるビザで来ようという人も増えるのではないかなという気は、直感的にはしますね。

○田尻部長 まさに御指摘のとおりで、最後のページの二つ目のポツは、一応聞き取りなのですけれども、「その他の方法で」というのがそうです。ともに就労している場合や留学生という場合には、そういうものは、特定活動とか、配偶者云々の問題が顕在化していないため、独立に判断されてしまうので、みんな入ってきてしまうのですけれども、もし、新しいこの仕組みが出来れば、もう少し年に数十件ぐらい増えるのではないかと、この行政書士は言っていたと、そういうことでございます。

○安念委員 直感的には、大変ごもっともな感じがするのですが。

○阿曾沼委員 質問なのですが、これは、パートナー制度に基づく登録というのは、行政単位で言うと区がやるのですか。それとも、都がやるのですか。

○田尻部長 いや、すみません、この登録を行ったというのは、海外のそれぞれの国で、それぞれの制度に基づいてということですよ。

○阿曾沼委員 日本では、それを一応受け入れる登録は必要ないのですか。パートナー制度は日本でも運用はされていますね。区単位で。

○田尻部長 そういう意味で、日本国内でどういう扱いにするか、渋谷区とかそういうところは、それで証明書を出したりとか、あとは、銀行によっては、そういうのを同性の人を配偶者と同じ扱いの住宅ローンを組ませてくれたりとか、そういうそれぞれの仕組みをやっている。

○阿曾沼委員 同じところに住めるとか。

○田尻部長 そういうところはあるとは思いますが。

○阿曾沼委員 そういうサービスを含めてやるということではなくて、入管に関してだけということですね。

○田尻部長 まずは入管ということで。

○八田座長 それから、今の同性婚の配偶者には、ちゃんと結婚していれば来られるのでしようけれども、税制優遇は与えられていないのですか。

○安念委員 当該、本国法においてということですか。

○八田座長 いや、こっちの。

○安念委員 日本において。

○八田座長 それは、与えないですね。

○安念委員 配偶者というのは、日本では異性でなければならぬと。

○田尻部長 現状の同性婚で入って、特定活動で来られた方については、やはり、それぞれの配偶者並みの色んな権利は、さすがに貰えていなくて、我々が調べたところによると、

配偶者控除はダメみたいで、あと、1週28時間以内の就労みたいなものは、何か認められそうな感じになっているようです。

○八田座長 海外の表を見たら、税制優遇、アメリカ以外は大体認められている。これは、自国に同性婚の制度があるからですね。

○田尻部長 そうです。この四角の中に書いてあるのは、同性パートナーシップの方のパートナーが配偶者との程度の権利関係を認められているか、同等になっているかということが、この四角の枠内になっていて、他国のパートナーシップについてどうかというのはその次の欄になりまして、例えば、イギリスとかドイツなどは、他国のパートナーの在留資格は全く同じ扱いになっているところを見ると、入ってきた人もそれなりに、配偶者並みに色んな権利は取れていないのかと思います。

○八田座長 分かりました。

○安念委員 しかし、これは実現すると、画期的な制度になりますね。本当に。

○蓮井参事官 事務局からですが、先ほど安念委員もおっしゃっていた、元々ドイツとかは、異性であれば結婚すればいい。それができないから、パートナー制度があります、という制度の建付けから始まっているのに対し、日本の場合は、一応同性でも認められているところは認められていると。さらにはパートナーシップというのもあくまで登録という仕組みの中であると。海外もそうだと思うのですが、そういう制度的な枠組みで通常のお友達とか、いわゆるそういった世界と何がパートナーは違うのかというところがある程度明確になっていないと、それを踏まえた形での入国での取扱いが明確になっていかないというところについては、何らか論点になろうと思いますので。

○八田座長 外国で、そういう登録をされていると。

○蓮井参事官 そういったもので、逆に証明を出してもらいますとか、そういったことの仕掛けをもう少し具体的に練っていただいて、それを踏まえた形、並行的だと思いますけれども、法務省の見解を伺っていくということも合わせてやっていければと思っております。

では、引き続き調査も含めて。

○八田座長 どうもありがとうございました。